



平成 29 年 2 月 14 日

各 位

会社名 マークラインズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒井 誠
(証券コード:3901 東証JASDAQ)
問合せ先 取締役管理部長 内田正美
電話番号 03-5785-1380(代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 3 月 29 日開催の第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等をインターネットにより開示することを可能とするため、第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。併せて、補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするよう、変更案第 34 条に規定を新設するものであります。
- (3) 字句の修正及び上記条文の新設に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
(新 設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第 14 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載ま</u>

現行定款	変更案
	<p><u>たは表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第 14 条 ~ 第 17 条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条 ~ 第 30 条 (条文省略) 第 5 章 監査役および監査役会 第 31 条 ~ 第 32 条 (条文省略) 第 33 条 (監査役の選任) (条文省略) 2 (条文省略) (新 設) (新 設) 第 34 条 ~ 第 41 条 (条文省略) 第 6 章 会計監査人の設置 第 42 条 ~ 第 46 条 (条文省略) 第 7 章 計 算 第 47 条 ~ 第 50 条 (条文省略)</p>	<p>第 15 条 ~ 第 18 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条 ~ 第 31 条 (現行どおり) 第 5 章 監査役および監査役会 第 32 条 ~ 第 33 条 (現行どおり) 第 34 条 (監査役の選任) (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第 35 条 ~ 第 42 条 (現行どおり) 第 6 章 会計監査人の設置 第 43 条 ~ 第 47 条 (現行どおり) 第 7 章 計 算 第 48 条 ~ 第 51 条 (現行どおり)</p>

以 上